

[事案 2023-208] 契約者貸付無効請求

・令和6年8月6日 裁定終了

<事案の概要>

無断で契約者貸付が行われたことを理由に、契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年2月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約者貸付を無効とし、利息の支払いを免除してほしい。

- (1)自分は、インターネットサービスを利用するためのIDやパスワードを知らないため、インターネットサービスを利用して契約者貸付の申込手续をすることはできない。保険会社の担当者であれば、インターネットサービスのIDやパスワードが分かったはずである。
- (2)自分は、通帳を妻に預けて管理してもらっていた。妻に尋ねたところ、この時期に大金を引き出した記憶はないとのことであった。
- (3)保険会社は、毎年2月に契約者貸付金の通知を出しているとのことであるが、自分は、同通知を受け取ったことはない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)インターネットサービス申込書には、本契約にかかる生命保険契約申込書に押印された申立人の印鑑が押印されており、また、本人確認書類の写しが提出されていることから、申立人本人の意思にもとづき、インターネットサービスの利用申込がなされたと考えられる。
- (2)本貸付にかかる金員は、申立人指定の申立人名義の預金口座に支払われており、口座の取引明細によれば、指定口座は申立人の生活口座として利用されていた形跡が窺え、本貸付請求は、申立人の意思にもとづき行われたものと考えられる。
- (3)仮に、本貸付請求が、第三者により無断でなされたものであるとしても、当社は、契約者本人以外による不正な請求を防止する措置を講じている。社会通念上一般に期待されている業務上相当の注意義務を尽くしており、本貸付の効力は、準占有者への弁済を行ったものとして有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付が行われた際の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。